

山形県こども館

指定管理者募集要項

平成 29 年 6 月

山形県

目次

1	募集の概要.....	1
2	施設の概要.....	1
3	指定管理者が行う業務.....	2
4	募集に関する事項.....	2
5	経費に関する事項.....	5
6	審査及び選定に関する事項.....	5
7	協定に関する事項.....	7
8	指定管理者の指定の取消し等.....	8
9	指定管理業務の引継ぎ.....	9
10	調査及び監査.....	9
11	情報公開.....	9
12	関係法令等の遵守.....	10
13	その他.....	10

山形県こども館指定管理者募集要項

山形県こども館の効果的かつ効率的な管理運営を行うため、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年 3 月山形県条例第 11 号）により、山形県こども館の管理運営業務を行う指定管理者を次のとおり募集します。

1 募集の概要

(1) 施設名称

山形県こども館（以下「こども館」という。）

(2) 指定期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間で予定しています。

ただし、この期間は山形県議会での議決により確定することになりますので留意してください。

(3) 指定管理者の募集及び選定の方法

指定管理者の選定は公募とし、応募者から提出のあった事業計画の内容等について山形県子育て推進部指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を実施し、候補者を選定します。

(4) 審査結果

審査結果は、応募者に対して書面で通知するとともに、山形県ホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）の子育て推進部子育て支援課のページに掲載します。

(5) 問合せ先

山形県子育て推進部子育て支援課 子ども・子育て支援担当

〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号

電 話 023-630-3073

F A X 023-632-8238

2 施設の概要

(1) 設置目的

こども館は、子どもの健全育成を図る上で、「遊び」の果たす役割が極めて大きいことに鑑み、屋内型の児童遊園機能の提供という観点を踏まえ、子ども達が自由で自主的な遊びを通じて自らの可能性を開花させていく環境をつくることを目的として設置されました。

(2) 建物概要

① 所在地 山形市七日町三丁目 1 番 23 号

② 設置日 平成 4 年 5 月 5 日

③ 構造 鉄筋コンクリート造

④ 規模 地上 4 階地下 1 階建

⑤ 延床面積 1943.3 m²

⑥ 館内概要 地下 1 階 倉庫

1 階 入 口（1 階には、一般企業が入居）

2 階 遊びの場Ⅰ（大型遊具「わいわいとんねる」等）

3 階 遊びの場Ⅱ（大型遊具「かんじるめいろ」等）

4 階 交流の広場

(3) 施設利用者数の実績

平成 26 年度 42,258 人

平成 27 年度 33,989 人

平成 28 年度 34,604 人

3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次の業務を行うこととします。

詳細は、別添「山形県こども館指定管理者業務仕様書」に従い実施することとします。

- (1) こども館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) こども館の運営に関する業務
- (3) その他の業務

4 募集に関する事項

(1) 募集及び選定のスケジュール

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| ① 募集要項の配布 | 平成 29 年 6 月 16 日(金)～7 月 18 日(火) |
| ② 現地説明会の開催 | 平成 29 年 6 月 28 日(水) |
| ③ 質問書の受付 | 平成 29 年 6 月 16 日(金)～7 月 5 日(水) |
| ④ 質問書への回答 | 平成 29 年 7 月 10 日(月) |
| ⑤ 応募書類の受付 | 平成 29 年 6 月 16 日(金)～7 月 18 日(火) |
| ⑥ 審査委員会 | 平成 29 年 7 月下旬～8 月上旬 |
| ⑦ 審査結果の公表 | 平成 29 年 9 月 |
| ⑧ 指定管理者の指定 | 平成 29 年 10 月 |
| ⑨ 指定管理者との協定締結 | 平成 29 年 11 月 |

(2) 募集手続

- ① 募集要項の配布
 - ア 配布期間 平成 29 年 6 月 16 日(金)から 7 月 18 日(火)まで(山形県の休日を定める条例(平成元年 3 月県条例第 10 号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
 - イ 配布時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
 - ウ 配布場所 山形県子育て推進部子育て支援課(山形市松波二丁目 8 番 1 号 県庁 4 階)
なお、1 (4) 山形県ホームページからダウンロードできます。
- ② 現地説明会の開催
 - ア 開催日時 平成 29 年 6 月 28 日(水)午前 10 時から
 - イ 開催場所 こども館 4 階
 - ウ 申込方法 現地説明会参加申込書(別紙様式 4)により、1 (5) の問合せ先(子育て支援課)へ 6 月 23 日(金)(必着)までにお申込ください。(持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール。なお、ファクシミリ又は電子メールの場合は、必ず電話で到達を確認すること。)
- ③ 質問書の受付
 - ア 受付期間 平成 29 年 6 月 16 日(金)から 7 月 5 日(水)まで(県の休日を除く。)
 - イ 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
 - ウ 受付方法 山形県こども館指定管理者公募に関する質問票(別紙様式 7)により、郵送又はファクシミリで、1 (5) の問合せ先(子育て支援課)まで、期間内に送付してください。電話による質問は受け付けいたしません。
- ④ 質問書への回答
質問書に対する回答は、現地説明会に出席した法人又は団体及び質問書の提出のあった法人又は団体の全てにファクシミリ又は電子メールで回答します。
- ⑤ 施設視察
現地説明会以外の日で、こども館を視察・見学する場合は、こども館受付で職員にその旨を説明し、開館時間内に行ってください。
なお、その際は、一般利用者の妨げにならないよう留意してください。
- ⑥ 申請書類の受付
 - ア 受付期間 平成 29 年 6 月 16 日(金)から 7 月 18 日(火)まで(県の休日を除く。)
 - イ 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

ウ 受付方法 1 (5) の問合せ先（子育て支援課）まで郵送又は持参してください。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、7月18日(火)までに到着したものに限り、受け付けます。

⑦ 審査

7月から8月までの間に実施します。

なお、ヒアリングを実施する場合は、別途、日時及び場所の詳細を応募者に通知します。

⑧ 候補者の選定

審査委員会における審査結果に基づき、候補者を選定し、申請者全員に結果を通知するとともに、県のホームページにおいて公表します。

⑨ 指定管理者の指定

県議会の議決後に、候補者を指定管理者に指定します。

(3) 応募に関する事項

① 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

ア 県内に主たる事務所(本店)を有すること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

ウ 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

エ 国税及び地方税を滞納していないこと。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)

(ア) 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

(イ) 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

(ウ) 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

キ 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

ク 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

ケ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

② 複数の団体による共同申請

サービスの向上又は効率的な運営を図るうえで必要な場合は、複数の法人等がグループ(共同企業体)を構成して申請することができます。この場合は、前記①の要件を全て満たすほか、次の要件を全て満たすものであること。

ア 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。

イ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

ウ ③エの関係書類は、構成員ごとに提出すること。

③ 申請書類

申請時には、次に掲げる書類を9部(正本1部、副本8部)提出してください。

なお、申請に際して必要となる費用は全て申請者の負担とし、提出された書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

ア 指定管理者の指定申請書（別紙様式1）

イ 団体の概要（別紙様式2）

（グループで申請を行う場合は、グループ申請構成表（別紙様式3）も提出してください。）

ウ 事業計画書（別紙様式5（収支計画書）、別紙様式6）

エ 関係書類

（ア） 指定管理者の指定を受けようとする法人等の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

（イ） 法人等における申請の日の属する事業年度より前3箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録、その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

（ウ） 法人等の役員の名簿及び履歴書並びに配置予定職員の履歴書

（エ） 法人等における労働法令の遵守、雇用・労働条件への適切な配慮がなされているか確認できる書類（違反状況、監督官庁からの指導状況、社会保険への加入状況がわかるもの）

（オ） 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類

（カ） 県税、法人税、消費税の納税証明書（直近1年間）

④ 書類の取扱い

ア 山形県が提示する書類について

（ア） 著作権は山形県に帰属します。

（イ） 申請者は、応募に係る検討以外の目的でこれを使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、担当課の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

イ 申請者が提出する書類について

（ア） 指定管理者の決定までの間
申請書類の著作権は申請者に帰属します。

（イ） 指定管理者の決定後
指定管理者に指定された申請書類の著作権は、山形県に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

（ウ） 山形県による申請書類の使用について
山形県は、上記著作権を尊重したうえで、指定管理者の決定や公表等に必要な場合は、申請書類の内容を自由に、かつ、無償で使用できるものとします。

⑤ 欠格事項

申請者が次のいずれかに該当する場合は、その申請者は失格とし、候補者選定の審査対象から除外します。

なお、失格となった申請者には、その理由を付し通知します。

ア 募集要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。

イ 審査委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 異なる申請書類を複数提出したとき。

エ 申請書類の提出方法を遵守せずに提出したとき。

オ 申請書類が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。

カ 申請書類に記載すべき内容の全部又は一部記載されていないとき。

キ 申請書類に虚偽の内容が記載されているとき。

ク その他不正な行為があったとき。

⑥ 留意事項

応募者が次の各号に該当する場合、その者を選定審査の対象から除外します。

ア 申請書類に虚偽又は不正があった場合

イ 複数の事業計画を提出した場合

ウ その他不正な行為があった場合

5 経費に関する事項

(1) 経費の支払

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に支払います。

なお、支払時期及び支払方法については、協定で定めます。

(2) 県が支払う管理経費に含まれるもの

- ① 人件費
- ② 事務費
- ③ 管理費（光熱水費、保守管理費、修繕費等）
- ④ 事業費

(3) 県が支払う経費の上限額

指定期間中に県が支払う経費の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとします。上限額を超えた申請は受理しません。

平成 30 年度	平成 31 年度	計
13,043 千円	13,163 千円	26,206 千円

なお、実際の支払金額は、各年度の予算の範囲内で県と指定管理者が協議のうえ、定めることとなります。また、平成 31 年 10 月から、消費税及び地方消費税の税率改正が予定されており、指定管理料の積算にあたっては、税率改正を踏まえ算定してください。

(4) 施設命名権（ネーミングライツ）

こども館には、施設命名権（ネーミングライツ）が導入されています。施設命名権（ネーミングライツ）が変更された場合は、指定管理者はホームページやパンフレットの変更などの対応を行っていただきますが、看板設置等の設備改修に伴う指定管理者の経費負担はありません。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 選定内容

指定管理者募集に係る申請者の順位付けを行い、第一位の者を指定管理者の候補者として選定します。

(2) 審査方法

審査委員会において、次の審査基準に基づき審査した上で、候補者を選定します。

① 第一次審査（応募資格に関する適格検査）

申請者から提出された書類をもとに、募集要項に定めた書類・資格・要件が備わっているか審査します。

② 第二次審査

ア 基本要件に関する適格検査

申請者から提出された書類をもとに、指定管理者として最低限必要な要件を満たしているか審査します。

イ プレゼンテーション

申請者が自らの提案を説明するとともに、質問事項に応える機会を設けます。

ウ 提案内容審査

基本要件に関する適格検査とプレゼンテーションの結果を総合的に判断して、可否の決定及び評価、採点を行い、指定管理者の候補者とすべき者を選定します。

(3) 審査基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	確認書類	配点	
I 基本事項	1、管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の健全育成と子育て支援の拠点施設という県が示す管理運営方針と申請者が提案した管理運営方針は合致するか。 ・申請者の経営モラルは適切か。 	事業計画書 (運営方針)	満たしていなければ「失格」	
	2、収支計画の適確性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・収支計画は実現可能なものか。 ・業務遂行のための適切な積算となっているか。 ・現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。 	事業計画書 収支計画書 ※収支計画書の積算根拠資料を含む サービス提供・管理運営状況に係る検証等結果【検証シート】		
	3、施設の維持管理の適確性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・県が求める管理基準に合致しているか。 	事業計画書		
	4、労働法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法令は遵守しているか。 ・最低賃金は遵守しているか。 	労働法令違反状況、最低賃金の遵守状況等		
II 施設の平等利用の確保	1、施設の平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容に偏りがなく、県民が平等にこども館を利用することが出来る計画となっているか 	事業計画書 (運営方針) (事業内容)	5	5
III 事業計画書の内容が、施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができる内容か	1、管理経費における経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。 	事業計画書 収支計画書 ※収支計画の積算根拠資料を含む	10	60
	2、サービス向上を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・募集要項（仕様書）で示した内容への提案として適切か。 ・施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。 ・自主事業の企画内容は、サービスの向上を一層図るものか。 	事業計画書 収支計画書 ※収支計画書の積算根拠資料を含む	10	
	3、維持管理の内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の内容（実施回数、箇所等）は、適切な計画となっているか。 ・施設の安全管理、利用者の安全管理への取組みは十分か。 	事業計画書 ※維持管理の内容（回数、箇所等）	10	
	4、利用者の増加を図るための計画	<ul style="list-style-type: none"> ・利用拡大の取組み内容は十分か。 ・広報計画の内容は適切か。 	事業計画書 (広報計画)	10	
	5、遊びの指導等業務について	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する遊びの提供、子育て相談の実施など、計画は適切で実現可能か。 	事業計画書	5	

	6、ボランティア事業の計画	・こどもの日まつり事業、ボランティア事業に係る計画は適切で、魅力的、独自性のある計画か	事業計画書	10	
	7、管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）	・地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。	事業計画書	5	
IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に能力を有するか	1、安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	・職員体制は十分か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の確保方策は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。	事業計画書 （組織図） （実施体制） （雇用計画） （研修計画）	10	20
	2、安定的な運営が可能となる経営的基盤	・申請者の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	会社概要、定款、 登記事項証明書、 財務諸表	10	
V その他	1、利用者要望への対応	・利用者からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。	事業計画書 （相談体制）	5	15
	2、緊急時の対応	・防災対策及び緊急時の対策は妥当か	事業計画書 （リスク管理） （緊急体制）	5	
	3、個人情報の取扱	・個人情報の保護及び情報公開について十分な配慮があり、必要な措置を講ずる提案がなされているか。	事業計画書 （個人情報保護）	5	
計				100	

7 協定に関する事項

審査委員会を経て決定された候補者と細部についての協議を行い、適正と認められた場合には、県議会の議決を経て指定管理者に指定するとともに、指定期間全体の「包括協定」を締結する予定です。

また、毎年度毎に事業の実施に係る「年度協定」の締結を行います。

それぞれの協定の内容は次の内容を予定しています。

(1) 包括協定

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 管理の基準（開館時間、休館日等）
- ④ 業務の内容及び範囲に関する事項
- ⑤ 事業報告に関する事項
- ⑥ アンケートの実施など利用者の意見や要望の把握に関する事項
- ⑦ サービスの提供や管理運営状況の分析・検証に関する事項
- ⑧ 県が支払うべき管理経費及び支払方法に関する事項
- ⑨ 県と指定管理者の定期的な意見交換及び協定にない問題が生じた際の連絡調整のあり方に関する事項
- ⑩ 指定の取消、業務の停止命令に関する事項
- ⑪ 安全管理、リスク管理（施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合の取決めを含む）、責任分担、原状回復義務、損害賠償等に関する事項
- ⑫ 労働法令の遵守及び雇用・労働条件への配慮に関する事項

- ⑬ 情報公開、個人情報保護に関する事項
- ⑭ 事業の引継ぎに関する事項
- ⑮ 環境へ配慮した取組みに関する事項（山形県環境保全率先計画（第4期）の内容に留意した記載とすること。）
- ⑯ その他県が必要と認める事項

(2) 年度協定

- ① 当該年度の事業の実施に関する事項
- ② 事業計画等の変更に関する事項
- ③ 当該年度に県が支払うべき管理経費及び支払方法に関する事項
- ④ 事業報告に関する事項
- ⑤ リスク管理、責任分担等に関する事項（当該年度に必要となる事項）
- ⑥ その他県が必要と認める事項

8 指定管理者の指定の取消し等

指定管理者の業務開始前又は指定期間中に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者として指定された者が、次の事項に該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定若しくは指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

(1) 指定管理者の業務開始前までの期間における取消し要件等

- ア 山形県議会により指定議案が否決されたとき。
- イ 指定管理者の候補者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- ウ 指定管理者の候補者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- エ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合、又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合。

(2) 指定期間中における取消し要件等

- ア 「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第3条の選定基準及び本募集要項の4（3）①の応募資格を満たさなくなったとき。
- イ 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ウ 協定書の事項に違反したと認められるとき。
- エ 自治法第234条の2第1項の規定による山形県の監督又は検査の実施を拒否又は妨害したと認められるとき。
- オ 山形県が行う必要な指示（改善勧告）に従わないとき又は指示内容に係る改善が見られないとき。
- カ 個人情報の保護、情報公開、承認等の手続き及び公益通報者の保護の取扱いが不適切であると認められるとき。
- キ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認められるとき。

（事例としては、法人等の解散、不適切な施設運営による利用者数の著しい低下、施設運営収支の著しい悪化、法令又は協定等の違反、施設管理の責任者又は法人等の役員の刑事訴追など）

(3) 協定締結の解除等について

上記（1）又は（2）が適用された場合には、業務の停止を除き、協定を締結しないか又は協定を解除します。

(4) 損害賠償

上記（1）又は（2）により指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定が取り消された場合で、山形県に損害が発生したときは、山形県は損害賠償請求をします。

(5) 管理に要した費用の精算

上記（1）又は（2）により指定管理者の指定が取り消され又は業務の全部が停止となった場合

において、それまでに管理に要した費用が、山形県が指定管理者に支払った額に満たないときは、指定管理者は山形県に対して残額を支払うものとします。

(6) 保証人

指定管理者の指定の取消し又は業務停止となった場合に備え、指定管理者に代わって業務を履行する者を保証人として立ててもら場合があります。

(7) その他

ア 指定管理者は、事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに山形県に報告することとします。

イ 不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

ウ 自己の都合により指定管理者側から指定の取消しを求める場合には、その後の管理業務に支障を及ぼさないよう適切な余裕期間をもって申し出をするものとします。

エ 業務開始前までに候補者決定の取消しとなった場合は、前記6(1)の応募者の順位に従い、第2順位、第3順位等の候補者と協定締結について協議を行うことがあります。

9 指定管理業務の引継ぎ

(1) 現指定管理者との事業引継

平成30年度以降で既に利用の申込みがあった事項、実施が決定している事項、現時点での施設の維持管理等について、現在の指定管理者から円滑な事務の引継ぎを受けてください。

(2) 原状回復及び事務引継

指定管理者は、指定期間が満了するとき(継続して指定管理者に指定されたときを除く。)又は指定が取り消されたときは、山形県が承認した場合を除き、速やかに施設又は設備を原状回復して、山形県に建物、附帯施設、備品、管理に必要なデータ等を引き渡すとともに、山形県又は新たな指定管理者と十分に事務引継ぎを行い、円滑に業務が引き継がれるよう協力してください。

ただし、原状回復を要しないことについて、山形県の承認を得たときはこの限りではありません。

(3) 指定期間以前の事前準備

指定管理者は、指定期間以前に指定管理業務の準備を行う必要がある場合は、包括協定に定めるところにより、事前準備を行うことができます。

10 調査及び監査

自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります。

11 情報公開

(1) 提出のあった申請書等については、原則としてその全部を情報公開窓口(県庁の行政情報センター及び総合支庁に置かれる総合案内窓口をいう。以下同じ。)において、公表します。

(2) 審査委員会における記録等については、「審議会等の公開に関する指針」(平成18年3月総務部長通知)に基づき、山形県ホームページで公表します。

(3) 指定管理者から、毎年度、山形県に提出された事業報告書及び財務諸表は、原則としてその全部を情報公開窓口で公表します。

(4) 管理運営状況などに係る検証結果は、施設毎に山形県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

(5) 指定管理者が行う情報公開に係る指導については、公の施設の指定管理者の情報公開指導要項(平成17年12月総務部長通知)によります。

12 関係法令等の遵守

指定管理者の業務を遂行するにあたり、関連する法令がある場合は、それらを遵守していただきます。条例及び関連する規則のほか、特に次の法令に留意してください。

(1) 地方自治法

第 244 条第 2 項 指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではなりません。

第 244 条第 3 項 指定管理者は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはなりません。

(2) 山形県個人情報保護条例

県では、個人情報を保護するため、その適正な取扱いに関して、必要な事項及び保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利等を条例で定めることにより、個人の権利利益を保護し、県政の適正かつ公正な運営を図っております。

当該条例第 9 条において、個人情報を取扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、指定管理者においても同条の規定が適用されます。

(3) 山形県情報公開条例

指定管理者は、山形県情報公開条例第 18 条第 1 項の規定を遵守し、施設の管理業務に関する保有文書の情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めることとします。

13 その他

(1) 申請から指定の議決までの間に、法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

(2) 協定の解釈に疑義が生じた場合、又は協定に定めのない事由が生じた場合は、県と指定管理者で協議して決定することとします。

(3) 平成 31 年度中に、現在整備を進めている山形駅西口拠点施設（仮称）（以下「新施設」という。）の開館を予定しており、県民会館と一体の建物であるこども館の管理業務の内容に変更が生じる場合があります。新施設開館後の管理業務等の内容が変更となる場合は、山形県と指定管理者が協議のうえ、協定を改定することとします。